第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和29 | 所得税  法人税  19.874％  酒　税  　　 22.0％ | 総額の特例  　所得税、法人税の  19.874/100  酒税の20/100 | 昭和29年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律 | 政府原案　20/100  衆院修正 25/100  参院修正 22/100 |
| 30 | 所得税  法人税  酒　税  　 　22.0％ | たばこ専売特別地方配付金  　　　　　　　　　　45億円  臨時地方財政特別交付金  　　　　 　　　　　160億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律附則  昭和30年度の地方財政に関する特別措置法 | 昭和31年度からのたばこ消費税率引上げに対する暫定措置  地方財政の窮状打開に対する特別措置 |
| 31 | 所得税  法人税  酒　税  　25.0％ | 交付税率の改正 194億円    （補正）  翌年度への繰越 86億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和31年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律 | 地方債の一般財源振替、地方財政の赤字発生阻止及びその合理化に対する措置  交付税増額分の一部を翌年度の地方債の元利償還費に充当するための措置 |
| 32 | 所得税  法人税  酒　税  　26.0％ | 交付税率の改正 72億円    国有提供施設等所在市町村助成交付金の新設　　 5億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 | 所得税減税による地方交付税の減収を回避するための措置  基地所在市町村への財源賦与制度の創設 |
| 33 | 所得税  法人税  酒　税  　27.5％ | 交付税率及び普通交付税と特別交付税の配分割合の改正  　　　　　（92：8→94：6） | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 既発行地方債に係る公債費問題の恒久的解決及び勤務地手当制度の改正のための措置 |
| 34 | 所得税  法人税  酒　税  　　28.5％ | 交付税率の改正 82億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 国税の減税及び入場税の減税に伴う減収の補塡措置 |
| 35 | 所得税  法人税  酒　税  　28.5％  　(0.3) | 臨時地方特別交付金  （国税３税の0.3％､当初30億  円、補正後35億円）  （補正）  翌年度への繰越 207億円 | 臨時地方特別交付金に関する法律  昭和35年度分の地方交付税の特例に関する法律 | 住民税の減税に伴う減収の補塡のための措置  補正予算による交付税総額の増加額が給与改定に必要な財源を超えたための措置 |
| 36 | 所得税  法人税  酒　税 | 臨時地方特別交付金  （国税３税の0.3％､当初37億  円、補正後40億円） | 臨時地方特別交付金に関する法律 | 前年度に同じ |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和36 | 28.5％  　 (0.3) | （補正）  翌年度への繰越 99億円 | 昭和36年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 |  |
| 37 | 所得税  法人税  酒　税  　 28.9％ | 交付税率の改正及び臨時地方特別交付金制度の廃止  臨時地方特別交付金  　過年度精算分 　　　2億円  （補正）  翌年度への繰越 100億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和37年度分の地方交付税の総額の特例に関する法律 | 地方公務員の退職年金制度の創設、臨時地方特別交付金制度の廃止等のための措置  前年度に同じ |
| 38 | 所得税  法人税  酒　税  　　 28.9％ | 臨時地方特別交付金  　過年度精算分 　　 5億円  （補正）  翌年度への繰越 137億円 | 昭和38年度分の地方交付税の総額の特例に関する法律 | 前年度に同じ |
| 39 | 所得税  法人税  酒　税  　 28.9％ | （補正）  借入金　　 　　　　150億円 | 昭和39年度分の地方交付税の特例等に関する法律 | 給与改定に要する財源の不足を補塡するための措置  （44年度までに全額返還） |
| 40 | 所得税  法人税  酒　税  　 29.5％ | 交付税率の改正  39年度分借入金償還 30億円  （補正）  借入金　　 　　　　300億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和40年度分の地方交付税の特例等に関する法律 | 昭和39年度及び昭和40年度の国税の減税に伴う地方交付税の減収を補塡するための措置  給与改定に要する財源の不足を補塡するための措置 |
| 41 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 交付税率の改正 586億円    臨時地方特例交付金  （当初414億円､補正51億円､  合計465億円）  　第一種特例交付金 240億円    　第二種特例交付金 174億円  （補正）  第三種特例交付金　 51億円  39年度分借入金償還 30億円  40年度分借入金償還 30億円  （当初10億円、補正20億円） | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和41年度における地方財政の特別措置に関する法律 | 地方団体の財政需要の増嵩国税の減税による地方交付税の減収等に対処するための措置  国税及び地方税の減税等による地方財源の不足を補塡するための措置（算定方法、第一種特例交付金…たばこの本数であん分、第二種特例交付金…都道府県の財源不足額であん分、第三種特例交付金…市町村の人口であん分）  うち20億円は繰上償還額 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和42 | 所得税  法人税  酒　税  　 32.0％ | 臨時地方財政交付金  　 　　　（120億円）  　第一種交付金 95億円  　第二種交付金 25億円      39年度分借入金償還  （当初30億円、補正10億円）40億円  40年度分借入金償還  （当初30億円、補正190億円)  220億円 | 昭和42年度における地方財政の特別措置に関する法律 | 特別事業債償還費（第１種）市　町村の道路財源の充実（第２　種）のための措置（配当方法、　第一種交付金…都道府県の財源不足額であん分、第二種交付金…市町村道の延長であん分）  うち10億円は繰上償還額  うち190億円は繰上償還額 |
| 43 | 所得税  法人税  酒　税  　 32.0％ | 総額の特例  　減額分 　　　　450億円  　借入金　 　　　　250億円  特別事業債償還交付金90億円    39年度分借入金償還 30億円  40年度分借入金償還 30億円  （補正）  翌年度への繰越 684億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  地方交付税法の一部を改正する法律 | 特別事業債の償還財源付与のための措置  補正予算による交付税総額の増加額が調整復活に必要な財源（52億円）を超えたための措置 |
| 44 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  （当初690億円、補正後310億円）  　減額分　 　　　　310億円  　　　（43年度特別措置分）  　加算分 　　　　150億円  　借入金 　　　　165億円  特別事業債償還交付金  　　　　　 　　　　103億円  39年度分借入金償還 20億円  40年度分借入金償還 20億円  43年度分借入金償還 85億円  （補正）  翌年度への繰越 382億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  地方交付税法附則  地方交付税法附則  地方交付税法の一部を改正する法律 | 補正予算による交付税総額が給与改定に要する財源を超えたための措置 |
| 45 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  （補正により増額修正300億円）  　減額分　 　　　　300億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 |  |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和45 |  | 借入金　　　　　　80億円  　44年度分借入金償還  　　　　　　　　 　165億円  　市町村民税臨時減税補塡債　元利補給金及び特別事業債　償還交付金の地方交付税振　替  　　（117億円及び101億円） | 地方交付税法附則 |  |
| 46 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　加算分 　　　　 10億円  45年度分借入金償還80億円  　市町村民税臨時減税補塡債　元利補給金及び特別事業債　償還交付金の地方交付税振　替  　　（108億円及び101億円）  （補正）  借入金　 　　　　1,296億円  臨時地方特例交付金 528億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和46年度分の地方交付税の特例等に関する法律 | 当初予算計上額の確保及び給与改定のための措置 |
| 47 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　臨時地方特例交付金  　　　　　　　 　1,050億円  　臨時沖縄特別交付金  　　　　　　　　　 365億円  　借入金 　　　　1,600億円  　加算分 　　　　300億円  　市町村民税臨時減税補塡債　元利補給金及び特別事業債　償還交付金の地方交付税振　替  　　　（80億円及び94億円）  　46年度分借入金償還30億円  （補正）  借入金の減　　　　　65億円 | 昭和47年度分の地方交付税の特例等に関する法律  昭和47年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律 | 地方財政の窮地打開に対する特例措置  沖縄復帰に伴う措置  当初借入予定額1,600億円から減額措置 |
| 48 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　借入金 　　　　 950億円  　臨時沖縄特別交付金  　　　　　 　　　　388億円  　加算分　 　　　　300億円  46・47年度分借入金償還  （当初75億円、補正1,046億円）　　　　 　1,121億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和48年度分の地方交付税の特例に関する法律 | 地方財源の確保措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和48 |  | （補正）  借入金の減  　　　　　　　　　 950億円 |  | 当初借入予定額950億円を減額措置 |
| 49 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　減額分 　　　　1,680億円  　臨時沖縄特別交付金  　　　　 　　　　　321億円  　精算分の算入 2,691億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和49年度分の地方交付税の特例に関する法律 | 総額確保のため50年度において精算すべき48年度分を精算 |
| 50 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　臨時沖縄特別交付金  　　　　　　　　　 209億円  借入金 　　　　 11,200億円  臨時地方特例交付金 220億円 | 地方交付税法附則  昭和50年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律 | 地方財源の確保措置 |
| 51 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  特別会計借入金  　　　　 13,141億円  　臨時地方特例交付金  　　　　　 　　　　636億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  636億円中、559億円は49年度分精算減額見合い、残りは金利負担軽減分 |
| 52 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　特別会計借入金 9,400億円  　臨時地方特例交付金  　　　　　　　　 1,557億円  （第１次、補正）  　借入金の増 960億円  総額の特例 | 地方交付税法の一部を改正する法律  地方交付税法の一部を改正する法律  昭和52年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律 | 地方交付税の確保措置  1,557億円中、53年度財源補塡　分950億円、51年度財源対策に　よる元利補給分562億円の他45億円  第２次補正予算における国税３税の減額にかかわらず、当初予算計上の交付税総額を確保するための措置 |
| 53 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　特別会計借入金  　　　　　　　　15,500億円  　臨時地方特例交付金  　　　　　　　　 2,251億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方交付税の所要額の確保  2,251億円中、53年度地方財源　不足補塡対策1,500億円、地方　債計画における政府資金 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和53 |  | （補正）  　借入金の増 960億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 不足に対処し、51、52、53年度　に発行した地方債の一部について、地方団体の金利負担軽減751億円  補正予算における所得税減額に伴う交付税の減の補塡措置 |
| 54 | 所得税  法人税  酒　税  　　32.0％ | 総額の特例  特別会計借入金  22,800億円  　臨時地方特例交付金  　　　　 　　　　3,766億円  （補正）  　翌年度への繰越 6,197億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  3,766億円中、54年度地方財源　不足補塡対策1,800億円、交付　税特別会計借入金の償還金に係る国の負担分882億円、地方債　資金対策1,084億円  補正予算による交付税総額の増加額が調整復活に必要な財源を超えたための措置 |
| 55 | 所得税  法人税  酒　税  　 32.0％ | 総額の特例  　特別会計借入金 8,950億円  　臨時地方特例交付金  　　　　 　　　　3,795億円  （補正）  　翌年度への繰越 3,705億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和55年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 | 地方財源の確保措置  3,795億円中、54年度地方財源　不足補塡対策1,800億円、交付　税特別会計借入金の償還金に係る国の負担分882億円、地方債　資金対策1,084億円  補正予算による交付税総額の増加額が調整復活及び特別交付税の増額に必要な財源を超えたための措置 |
| 56 | 所得税  法人税  酒　税  　　32.0％ | 総額の特例  　特別会計借入金 1,320億円  　臨時地方特例交付金  　　　　 1,306億円  （補正）  　借入金の増 440億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  地方交付税法等の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  1,306億円中、56年度地方財源　対策臨時特例措置1,300億円、　新規利差臨時特例措置6億円  補正予算における所得税減額に伴う交付税の減の補塡措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和57 | 所得税  法人税  酒　税  　32.0％ | 総額の特例  　特別会計借入金 2,098億円      　減額留保 ▲ 1,135億円  （補正）  　特別会計借入金  15,433億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  地方交付税法等の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  借入金の内訳  利差臨特相当分 1,098億円  財対　　〃　　 1,000億円  特例措置分は、後年度繰入分として留保したもの（地財計画収支均衡により59～61年度繰入分として留保）  国税３税の減収に伴う財源補塡　財源不足　　　16,957億円  　財政需要の減少  　　　　　　　▲ 1,524億円  　差引　　　　　15,433億円 |
| 58 | 所得税  法人税  酒　税  　　 32.0％ | 総額の特例  　特別会計借入金  　　　　　　　　18,958億円  　特例加算分  　　　　　　　　 1,135億円  　臨時地方特例交付金  　　　　　　　　　　20億円    借入金利子負担分  　　　　　　▲ 3,446億円  （補正）  特例加算 322億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  57年度の減額留保分を58年度に繰り上げて一括加算  　地域特例臨特　　　13億円  　利差臨特　　　　　 7億円  交付税特別会計における利子負担  国税３税の減収に伴う財源補塡  　減額分　　　　▲ 832億円  　57年度精算分 510億円  　差引 322億円 |
| 59 | 所得税  法人税  酒　税  　 32.0％ | 総額の特例  　特別措置 1,760億円        　償還方法の変更 1,289億円    借入金等利子負担分  　　　　　　▲ 3,638億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  内訳  　金利負担軽減分　 925億円  　地域特例分 35億円  　財対臨特相当分 500億円  　財源不足対策分 300億円  昭和59年度以降の借入金償還額を66年度以降に繰り延べ  交付税特別会計における利子負担 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和59 |  | （補正）  翌年度へ繰越 1,272億円 | 昭和59年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 | 補正予算による交付税総額の増加額が調整復活に必要な財源を超えたための措置 |
| 60 | 所得税  法人税  酒　税  32.0％ | 総額の特例  　特別措置 1,000億円  　借入金等利子負担分  　　　　　　　▲ 3,694億円  総額の特例 | 地方交付税法の一部を改正する法律  昭和60年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律 | 地方財源の確保措置  経常経費系統に係る国庫補助負担率の引下げに伴う特例加算  交付税特別会計における利子負担  補正予算における所得税等の減額に係わらず当初予算計上の交付税総額を確保するための措置 |
| 61 | 所得税  法人税  酒　税  　　 32.0％ | 総額の特例  　特例措置 1,200億円    　借入金等利子負担分  　　　　　 ▲ 3,547億円  （補正）  　借入金 4,502.4億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  経常経費系統に係る国庫補助負担率の引下げに伴う特例加算  交付税特別会計における利子負担  補正予算における所得税等の減額に伴う交付税の減の補塡措置 |
| 62 | 所得税  法人税  酒　税  32.0％ | 総額の特例  　特例措置 3,318億円  　交付税特別会計剰余金の活  　用　　　　　　　 510億円  　借入金等利子負担分  　　　　　　　▲ 3,461億円  　地方交付税の増額  　　　　 　　　　3,500億円  （補正）  　特別会計借入金償還金  　　　　　　　▲ 2,304億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  経常経費系統に係る国庫補助負担率の引下げに伴う特例加算  61年度分1,200億円、62年度分296億円、62年度通常収支不足補塡措置分1,822億円  交付税特別会計における利子負担  売上税法案の廃案に伴う売上税の20％分の減2,206億円、昭和61年度決算による精算分5,706億円  地方財政の中期的な健全化に資するため、昭和66年度以降の交付税特別会計借入金の返済による地方財政負担の軽減措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 昭和63 | 所得税  法人税  酒　税  32.0％ | 総額の特例  　特例措置　　 　2,275億円    昭和60年度地方交付税特例  　措置額の一部返済  　　　　　　　　▲ 230億円  　借入金等利子負担分  　　　　　　　▲ 2,780億円  交付税総額の増加  　21,256億円のうち借入金の  　一部返済　 ▲ 11,837億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  地方交付税法等の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  経常経費系統に係る国庫補助負担率の引下げに伴う特例加算  61年度分1,200億円、62年度分295億円、国民健康保険制度の見直しに伴う特例加算550億円、61年度交付税特別会計借入金に係る利子負担相当額の特例措置額230億円  昭和63年度交付税特別会計における借入金及び一時借入金利子支払額  地方財政の中期的な健全化に資するため、平成３年度以降の交付税特別会計借入金の返済による地方財政負担の軽減措置 |
| 平成元 | 所得税  法人税  酒　税  　　 32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  特例措置 230億円  　昭和60年度地方交付税特例　措置額の一部返済  　　　　　　　　▲ 230億円  　交付税特別会計借入金の一　部返済 ▲ 11,360億円  借入金等利子負担分  　　　　　　　▲ 1,929億円    　交付税特別会計剰余金の活　用 686億円    交付税総額の増加  　15,959億円のうち借入金の　一部返済 ▲ 6,096億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律  地方交付税法等の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  地方財政の中期的な健全化に資するため、平成３年度以降の交付税特別会計借入金の返済による地方財政負担の軽減措置  平成元年度交付税特別会計における借入金及び一時借入金利子支払額  地方財政の中期的な健全化に資するため、平成３年度以降の交付税特別会計借入金の返済による地方財政負担の軽減措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成２ | 所得税  法人税  酒　税  　　 32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　特例措置 　　　　230億円  　昭和60年度地方交付税特例　措置額の一部返済  　　　　　　　　▲ 230億円  　交付税特別会計借入金の一　部返済 ▲ 14,106億円  　借入金等利子負担分  　　　　　　　▲ 1,053億円  交付税総額の増加  　6,557億円のうち借入金の　一部返済 ▲ 519億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財源の確保措置  昭和61年度交付税特別会計借入金に係る利子負担相当額の特例措置  地方財政の中期的な健全化に資するため、平成３年度以降の交付税特別会計借入金の返済による地方財政負担の軽減措置  平成２年度交付税特別会計における借入金及び一時借入金利子支払額  地方財政の中期的な健全化に資するため、平成３年度以降の交付税特別会計借入金の返済による地方財政負担の軽減措置 |
| ３ | 所得税  法人税  酒　税  　 　32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　特例措置 　 ▲ 4,502億円  　昭和60年度地方交付税特例　措置額の一部返済  　　　　　　　　▲ 498億円  　交付税特別会計借入金の一　部返済 ▲ 10,719億円  　借入金等利子負担分  　　　　　　　　▲ 627億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財政の中期的な健全化に資するため、平成４年度以降の交付税の総額に加算  地方財政の中期的な健全化に資するため、平成４年度以降の交付税特別会計借入金の返済による地方財政負担の軽減措置  平成３年度交付税特別会計における借入金及び一時借入金利子支払額 |
| ４ | 所得税  法人税  酒　税  　 　32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　特例措置 　 ▲ 8,500億円  　昭和60年度地方交付税特例　措置額の一部返済  　　　　　　　　▲ 208億円  　交付税特別会計借入金の一　部返済 ▲ 556億円  　借入金等利子負担分  　　　　　　　　▲ 372億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | 地方財政の中期的な健全化に資するため、平成５年度以降の地方交付税の総額に加算  平成３年度の特例措置に係る精算額360億円と昭和59年度の特例措置に係る精算額▲150億円の合算額  平成４年度交付税特別会計における借入金及び一時借入金利子支払額 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成５ | 所得税  法人税  酒　税  　　 32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　特例措置 　 ▲ 4,000億円  　法定加算 　　　　370億円  　交付税特別会計借入金の一　部返済 ▲ 578億円  　借入金利子負担分  　　　　　　　▲ 1,246億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 地方財政の中期的な健全化に資するため、平成６年度以降の地方交付税の総額に加算  平成５年度交付税特別会計における借入金及び一時借入利子支払額 |
| ６ | 所得税  法人税  酒　税  　 32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　法定加算 　　　1,760億円  　剰余金 　　　　400億円  　借入金　　　　29,179億円  　借入金利子 ▲ 2,137億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 平成３年度から平成５年度までの特例減額の国からの返済分  うち消費税及び所得税の減税対応分12,432億円  利子支払額 |
| ７ | 所得税  法人税  酒　税  　 32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　法定加算 1,810億円  　交付税特別会計借入金の元　金償還の繰延べ 4,192億円  　借入金 33,399億円  　借入金利子 ▲ 4,033億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 平成３年度から平成５年度までの特例減額の国からの返済分  所得税等の減税対応分  　 12,439億円 |
| ８ | 所得税  法人税  酒　税  　　 32.0％  消費税  の4/5  24.0％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　法定加算 4,138億円  　臨時特例加算 4,253億円  　交付税特別会計借入金の元　金償還の繰延べ 4,265億円  　借入金 36,897億円  借入金利子 ▲ 4,830億円  （補正）  翌年度への繰越 　2,931億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  平成８年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 | 所得税の減税対応分12,300億円  補正予算による交付税総額の増加額が調整復活に必要な財源を超えたための措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成９ | 所得税  法人税  酒　税  　 　32.0％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　法定加算 2,600億円  臨時特例加算 1,000億円  　交付税特別会計借入金の元  　金償還の繰延べ 4,714億円  借入金 17,690億円  　借入金利子 ▲ 5,259億円  （補正）  地方交付税の減▲ 3,133億円  特例加算　　　 2,221億円  精算分 912億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 地方消費税未平年度化分  　12,000億円  所得税特別減税に伴う減  平成9年度国税自然減  　　　　　　　　　▲ 575億円  平成8年度決算に伴う精算分  　 1,487億円 |
| 10 | 所得税  法人税  酒　税  　 32.0％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　法定加算 2,191億円  国負担借入金等の利子負担　額 　 609億円  たばこ特別税関係特例措置　額 200億円  　交付税特別会計借入金の元　金償還の繰延べ 6,500億円  借入金 19,457億円  借入金利子 ▲ 4,974億円  （補正）  　地方交付税の減  　　　　　　 ▲ 19,656億円  特例加算 4,000億円  交付税特別会計借入金  16,956億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 特別減税の実施に伴う減収補塡　 　　 7,600億円  所得税特別減税等に伴う減  地方交付税の総額確保のための措置 |
| 11 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 32.5％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  　法定加算 2,149億円  国負担借入金等の利子負担　額 　 1,210億円  臨時特例加算 2,201億円  　交付税特別会計借入金の元　金償還の繰延べ 6,725億円  借入金 84,193億円 借入金利子 ▲ 5,883億円  （補正） 　地方交付税の減  　　　　　　　▲ 4,387億円  　交付税特別会計借入金 　　　　　　 　　4,387億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 恒久的な減税の実施による減  地方交付税の総額確保のための措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成12 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 35.8％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 3,913億円 国負担借入金等の利子負担　額 2,087億円  臨時特例加算 1,500億円 借入金 　 80,881億円 借入金利子 ▲ 8,279億円  剰余金 1,300億円  返還金 42億円  （補正）  過年度精算 4,700億円  翌年度への繰越 5,328億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  平成12年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 | 補正予算による交付税総額の増加額が調整復活に必要な財源を超えたための措置 |
| 13 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 35.8％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 3,970億円 国負担借入金等の利子負担　額 2,013億円  過年度精算　　▲ 870億円  臨時財政対策加算  　　　　　　　　14,368億円 借入金 　 43,487億円 借入金利子 ▲ 6,329億円  剰余金　　　　 1,800億円  　前年度からの繰越分  　　　　　　　　 5,328億円  （補正）  地方交付税の減　　　　　　　　　　　　▲ 3,772億円  過年度精算　 　2,207億円  臨時財政対策加算 391億円  交付税特別会計借入金　　　　　　　　　　 1,174億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 所得税等の減収に伴う減  地方交付税の総額確保のための措置 |
| 14 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 35.8％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 1,400億円 国負担借入金等の利子負担　額 1,906億円  過年度精算　　▲ 870億円  臨時財政対策加算  　　　　　　　　31,326億円 借入金 　 35,649億円 借入金利子 ▲ 5,689億円  借入金償還額 ▲ 391億円  剰余金　　　　 4,800億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成14 |  | （補正）  地方交付税の減　　　　　　　　　　　　▲ 8,520億円  臨時財政対策加算　　　　　　　　　　　　 3,195億円  交付税特別会計借入金　　　　　　　　　　 5,325億円 |  | 所得税等の減収に伴う減  地方交付税の総額確保のための措置 |
| 15 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 35.8％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 2,141億円 国庫補助負担金見直しに係　る国負担借入金利子負担額  　　　　　　4億円  配当所得課税関係特例加算　額 224億円  臨時財政対策特例加算額  　　　　　　　　55,416億円 借入金 　 19,515億円  借入金償還額 ▲ 799億円  借入金利子 ▲ 6,150億円  剰余金　　　　 4,200億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
| 16 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 35.8％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 3,450億円  臨時財政対策特例加算額  　　　　　　　　38,876億円 返還金　　　　　　 1億円  　借入金 　 17,755億円  借入金償還額 ▲ 799億円  借入金利子 ▲ 6,382億円  剰余金　　　　 4,400億円  （補正）  　過年度清算　 　4,388億円  　地方交付税の増 7,298億円  　翌年度の繰越　10,347億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  平成16年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 | 補正予算による交付税総額の増加額が調整復活（639億円）及　び特別交付税増加額（701億円)に必要な財源を超えたための措置 |
| 17 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 35.8％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 4,258億円  臨時財政対策特例加算額  　　　　　　　　21,641億円 返還金　　　　　　 2億円  　借入金 　 15,911億円  借入金償還額 ▲ 799億円  借入金利子 ▲ 6,591億円  剰余金　　　　 4,400億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成17 |  | 前年度からの繰越分  10,347億円  （補正）  　過年度清算　 　4,322億円  　地方交付税の増 9,194億円  　翌年度の繰越　12,908億円 | 平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 | 補正予算による交付税総額の増加額が普通交付税の調整額復活（609億円）に必要な財源を超　えたための措置 |
| 18 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 35.8％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 5,129億円  臨時財政対策特例加算額  　　　　　　　　 7,029億円 返還金　　　　　　 2億円  　借入金 　 11,610億円  借入金償還額 ▲ 799億円  借入金利子 ▲ 6,773億円  剰余金　　　　 4,700億円  前年度からの繰越分  12,908億円  　過年度精算　 ▲ 870億円  （補正）  　過年度精算　 　6,031億円  　地方交付税の増15,394億円  　翌年度の繰越　15,208億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  平成18年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 | 補正予算による交付税総額の増加額については普通交付税の調整額復活（881億円）及び交付　税特別会計借入金の返済（平成18年度当初借入金（地方負担　分）の減額（5,336億円））を　　行うための措置 |
| 19 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 34.0％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  返還金　　　　　　 3億円  　借入金償還額▲ 5,869億円  借入金利子 ▲ 5,661億円  剰余金　　　　 2,150億円  前年度からの繰越分  15,208億円  　過年度精算分　▲ 870億円  （補正）  地方交付税の減  　　　　　　　▲ 2,992億円  一般会計加算 2,992億円  ※交付税特別会計借入金の平　成19年度償還を平成25年度　以降に繰り延べ、当該償還　予定額（5,869億円）を平　成20年度当初の総額に加算 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 国税の減額補正に伴う地方交付税減額に対する補塡措置  平成19年度当初の地方財政対策において平成22年度以降平成24年度までに繰り延べることとした一般会計の法定加算分（6,251億円）を減額して充てるため　の措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成20 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 34.0％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 6,744億円  返還金　　　　　　 2億円  　借入金利子 ▲ 5,711億円  剰余金　　　　 2,500億円  　前年度からの繰越分  　　　　　　　　 5,869億円  　過年度精算分▲ 2,870億円  　（9、10、18年度分）  （補正）  地方交付税の減  　　　　　　 ▲ 22,731億円  一般会計加算 22,731億円  ※交付税特別会計借入金の平  　成20年度償還を平成26年度  　以降に繰り延べ | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 国税の減額補正に伴う地方交付税減額に対する補塡措置  一般会計加算（2兆2,730.95億円）のうち、国負担分（1兆320.475億円）については臨時財政対策加算とし、地方負担分　（1兆2,410.475億円）については臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、平成23年度から平成27年度までの各年度の地方交付税総額から減額するための措置 |
| 21 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 34.0％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 17,231億円  臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　25,553億円  　返還金　　　　　　 1億円  　借入金利子 ▲ 5,711億円  剰余金　　　　 2,800億円  　過年度精算分▲ 3,886億円  　（9、10、18年度分）  ※19年度国税決算精算分につ　いては全額を23年度～27年　度に繰り延べ（4,994億円）  （補正）  地方交付税の減  　　　　　　 ▲ 29,515億円  一般会計加算 29,515億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 | 既定の加算とは別枠で「雇用創出」「地域の元気回復」のための財源として１兆円を増額  国税の減額補正に伴う地方交付税減額に対する補塡措置  一般会計加算のうち、1/2の国　負担分については臨時財政対策加算とし、残り1/2の地方負担　分については臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、平成 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成21 |  |  |  | 28年度から平成42年度までの各年度の地方交付税総額から減額するための措置 |
| 22 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 34.0％  消費税  29.5％  たばこ税  25.0％ | 総額の特例  法定加算 22,411億円  臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　53,880億円  　返還金　　　　　　 2億円  　借入金利子 ▲ 5,712億円  剰余金　　　　 3,700億円  　過年度精算分 ▲ 876億円  　（9、10年度分）  ※交付税及び譲与税配付金特　別会計借入金の償還を28年　度以降に繰り延べ  ※20年度国税決算精算分につ　いては全額（6,597億円）　を24年度～27年度に繰り延　べ  ※20年度特例加算地方負担分　については全額（12,410億　円）を24年度～38年度に繰　り延べ  （補正）  　地方交付税の増 7,368億円  　過年度精算分　 5,758億円  　（21年度分） | 地方交付税法等の一部を改正する法律  地方交付税法等の一部を改正する法律 | 既定の加算とは別枠で雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源として１兆4,850億円を増額  平成21年度の決算剰余金及び平成22年度の国税の増額補正に伴う地方交付税の総額に対する加算措置  補正予算による増加額のうち、　1兆126億円を平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、3,000億円を平成22年度に交付するための措置 |
| 23 | 所得税  酒　税  　　 32.0％法人税  　　 34.0％  消費税  　　 29.5％  たばこ税  　　 25.0％ | 総額の特例  　法定加算　　　20,712億円  　臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　38,154億円  借入金償還額▲ 1,000億円  借入金利子　▲ 4,361億円  　剰余金　　　　 5,000億円  　前年度からの繰越金  　　　　　　　　10,126億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成23 |  | 過年度精算分　▲ 999億円  　（19年度分）  ※24年度及び25年度の地方交　付税の総額についてそれぞ　れ2,150億円を加算  ※交付税及び譲与税配付金特　別会計借入金について23年　度～62年度までの間におい　て償還  ※24年度及び25年度における　一般会計から交付税及び譲　与税配付金特別会計への繰　入れに関する特例を設ける  （補正）  　地方交付税の増 3,608億円  　過年度精算分　 5,455億円  　（22年度分）  　法定加算　　　 1,200億円  　法定加算　　　16,635億円 | 東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律  平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律  平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律 | 平成22年度の決算剰余金及び平成23年度の国税の増額補正に伴う地方交付税の総額に対する加算措置  第４次補正予算による増加額3,608億円及び第２次補正予算による増加額のうち、1,000億円を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、4,455億円を平成23年度に交付するための措置  東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するための措置  東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応する「震災復興特別交付税」を交付できることとするための措置 |
| 24 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 34.0％  消費税  　　 29.5％  たばこ税  　　 25.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　20,252億円  　臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　38,361億円  　借入金償還額▲ 1,000億円  　借入金利子 ▲ 2,428億円  　剰余金　　　　 5,200億円  　公庫債権金利変動準備金  　　　　　　　　 3,500億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成24 |  | 前年度からの繰越金  　　　　　　　　 4,608億円  　臨時財政対策債振替加算相　当額の減額分　▲ 827億円  　過年度精算分▲ 3,637億円  　（19、20年度分）  ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　5,490億円  ※財政投融資特別会計の投資　勘定に帰属させる地方公共　団体金融機構の公庫債権金　利変動準備金の交付税及び　譲与税配付金勘定への繰入　れの特例を設ける  平成23年度震災復興特別交付税額の一部の平成24年度における交付 　　　 1,365億円  （補正）  （通常収支分）  　地方交付税の増 662億円  過年度精算分　 2,244億円  　（23年度分） | 地方交付税法等の一部を改正する法律  （東日本大震災に対処する等のための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正）  地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 | 東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応する「震災復興特別交付税」を交付できることとするための措置  1,365億円を平成23年度に交付しないで、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするための措置  （通常収支分）  平成23年度の決算剰余金及び平成24年度の国税の増額補正に伴う地方交付税の総額に対する加算措置  補正予算による増加額2,906億円のうち、普通交付税の調整減額分の追加交付（調整復活）707億円を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、残余の2,199億円を平成25年度に交付するための措置  予算執行抑制方針に基づく普通交付税の交付に伴い道府県において生じた追加的な金利負担特別交付税を0.5億円増額するための措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成24 |  | （東日本大震災分）  震災復興特別交付税  　　　　　　　　 1,214億円 |  | （東日本大震災分）  東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応する「震災復興特別交付税」を増額するための措置  平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するための措置 |
| 25 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 34.0％  消費税  　　 29.5％  たばこ税  　　 25.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　18,131億円  　臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　36,045億円  　借入金償還額▲ 1,000億円  　借入金利子　▲ 1,746億円  　剰余金　　　　 2,000億円  　公庫債権金利変動準備金  　　　　　　　　 6,500億円 　前年度からの繰越金  　　　　　　　　 2,199億円  　臨時財政対策債振替加算相　当額の減額分　▲ 827億円  　過年度精算分▲ 2,981億円  　（20年度等分）  ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　6,053億円  ※財政投融資特別会計の投資　勘定に帰属させる地方公共　団体金融機構の公庫債権金　利変動準備金の交付税及び　譲与税配付金勘定への繰入　れの特例を設ける  平成23年度震災復興特別交付税額の一部の平成25年度における交付 　　　 145億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律  地方交付税法等の一部を改正する法律  （東日本大震災に対処する等のための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正） | 東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応する「震災復興特別交付税」を交付できることとするための措置  145億円を平成24年度に交付しないで、平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするための措置 |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成25 |  | （補正）  （通常収支分）  　地方交付税の増 7,432億円  過年度精算分　 4,176億円  　（24年度分）  （東日本大震災分）  震災復興特別交付税  　　　　　　　　　 574億円 | 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 | （通常収支分）  平成24年度の決算剰余金及び平成25年度の国税の増額補正に伴う地方交付税の総額に対する加算措置  補正予算による増加額11,608億円のうち、普通交付税の調整減額分の追加交付（調整復活）259億円を平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、残余の11,349億円を平成26年度に交付するための措置  （東日本大震災分）  東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応する「震災復興特別交付税」を増額するための措置  平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するための措置 |
| 26 | 所得税  酒　税  　　 32.0％  法人税  　　 34.0％  消費税  　　 22.3％  たばこ税  　　 25.0％  地方法人税  100.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　14,748億円  　臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　26,438億円  　借入金償還額▲ 2,000億円  　借入金利子 ▲ 1,729億円  　剰余金　　　　 1,000億円  　前年度からの繰越金  　　　　　　　　11,349億円  　臨時財政対策債振替加算相　当額の減額分　▲ 827億円  　過年度精算分▲ 2,318億円  　（20年度等分）  ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　5,723億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成26 |  | （補正）  （通常収支分）  　地方交付税の増 4,969億円  過年度精算分　 4,569億円  （25年度分）  （東日本大震災分）  震災復興特別交付税  　　　　　　　　 26億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | （通常収支分）  平成25年度の決算剰余金及び平成26年度の国税の増額補正に伴う地方交付税の総額に対する加算措置  補正予算による増加額9,538億円のうち、普通交付税の調整減額分の追加交付（調整復活）315億円を平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、残余の9,224億円を平成27年度に交付するための措置  （東日本大震災分）  東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応する「震災復興特別交付税」を増額するための措置  平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するための措置 |
| 27 | 所得税  法人税  　　 33.1％  酒　税  　　 50.0％  消費税  　　 22.3％  たばこ税  　　　 除外  地方法人税  100.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　 6,626億円  　臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　14,529億円  地方法人税法定率分  4,770億円  　借入金償還額▲ 3,000億円  　借入金利子　▲ 1,614億円  　剰余金　　　　 1,000億円  　公庫債権金利変動準備金  　　　　　　　　 3,000億円  　前年度からの繰越金  　　　　　　　　 9,224億円  　臨時財政対策債振替加算相　当額の減額分　▲ 827億円  　過年度精算分▲ 1,659億円  　（20年度等分）  ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　5,898億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
|

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成27 |  | （補正）  （通常収支分）  　地方交付税の増 6,286億円  過年度精算分　 6,365億円  （26年度分）  　地方法人税法定率分  　　　　　　　　 455億円  　地方法人税過年度精算分  （26年度分）　 7億円 | 地方交付税法の一部を改正する法律 | （通常収支分）  平成26年度の決算剰余金及び平成27年度の国税の増額補正に伴う地方交付税の総額に対する加算措置  補正予算による増加額13,113億円のうち、普通交付税の調整減額分の追加交付（調整復活）469億円を平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、残余の12,644億円を平成28年度に交付するための措置 |
| 28 | 所得税  法人税  　　 33.1％  酒　税  　　 50.0％  消費税  　　 22.3％  地方法人税  100.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　 5,536億円  　臨時財政対策特例加算額  　　　　　　　　 2,747億円  地方法人税法定率分  6,365億円  　借入金償還額▲ 4,000億円  　借入金等利子充当分  ▲ 1,584億円  　公庫債権金利変動準備金  　　　　　　　　 2,000億円  　前年度からの繰越金  　　　　　　　　12,644億円  　臨時財政対策債振替加算相　当額の減額分▲ 1,811億円    ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　4,802億円  （補正）  （通常収支分）  　地方交付税の減  　　　　　　 ▲ 5,365億円  　臨時財政対策特例加算  　　　　　　　　 2,718億円  　臨時財政対策振替加算  　　　　　　　　 2,718億円    　特例加算額　　　 510億円  地方法人税法定率分  　　　　　　　　 ▲ 72億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 | （通常収支分）  国税５税の減額補正に伴う地方交付税の総額を確保するための加算措置  当初予算において折半ルールで財源不足を補填していたことを踏まえ臨時財政対策振替加算額2,718億円は平成29年度～平成33年度の各年度分の地方交付税の総額から減額  熊本地震からの復旧・復興に対処するため特別交付税の増額措置 |

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成28 |  | （補正）  （東日本大震災分）  震災復興特別交付税  　　　　　　　 ▲ 213億円 |  | （東日本大震災分）  東日本大震災に係る国の復興事業等の減額補正に伴う震災復興特別交付税の減額 |
| 29 | 所得税  法人税  　　 33.1％  酒　税  　　 50.0％  消費税  　　 22.3％  地方法人税  100.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　 6,307億円  　臨時財政対策特例加算額  　　　　　　　　 6,651億円  地方法人税法定率分  6,439億円  　借入金償還額▲ 4,000億円  　借入金利子充当分  ▲ 820億円  　剰余金　　　　 3,400億円  　公庫債権金利変動準備金  　　　　　　　　 4,000億円  　過年度精算分（27年度分）  ▲ 1,455億円  　臨時財政対策債振替加算  相当額の減額分  　　　　　　　▲ 2,355億円  地方法人税過年度精算分  　（27年度分）　 ▲ 64億円  ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　4,503億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |
| 30 | 所得税  法人税  　　 33.1％  酒　税  　　 50.0％  消費税  　　 22.3％  地方法人税  100.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　 5,367億円  　臨時財政対策特例加算額  　　　　　　　　 1,655億円  地方法人税法定率分  　　　　　　　　 6,533億円  　借入金償還額▲ 4,000億円  　借入金利子充当分  ▲ 804億円  　剰余金　　　　 750億円  　公庫債権金利変動準備金  　　　　　　　　 4,000億円  　補正予算精算分  　　　　　　　▲ 2,355億円  ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　4,227億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |

第11　地方交付税率及び特別措置等の変遷に関する調

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 | 交付税率 | 特別措置等の内容 | 根拠法律等 | 備　　　　考 |
| 平成30 |  | （補正）  （通常収支分）  　地方交付税の増  　　　　　　 　 2,524億円  　過年度決算精算分  　　　　　　　　 2,584億円  　地方法人税法定率分  　　　　　　　　 　103億円  　特別会計過年度決算精算分  　　　　　　　　　 100億円  翌年度への繰越金  　　　　　　　▲ 4,215億円 |  | （通常収支分）  平成30年度の国税の増額補正等に伴う地方交付税の総額に対する加算措置  補正予算による増加額5,311億円のうち、普通交付税の調整減額分の追加交付（調整復活）として396億円、特別交付税の本年度災害分の追加交付として700億円を、平成30年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、残余の4,215億円を令和元年度に交付するための措置 |
| 令和元 | 所得税  法人税  　　 33.1％  酒　税  　　 50.0％  消費税  　　 20.8％  地方法人税  100.0％ | 総額の特例  ○通常収支分  　法定加算等　　 2,633億円  　地方法人税法定率分  　　　　　　　　 6,876億円  　借入金償還額▲ 5,000億円  　借入金利子充当分  ▲ 792億円  　公庫債権金利変動準備金  　　　　　　　　 1,000億円  　前年度からの繰越金  　　　　　　　　 4,215億円  　補正予算精算分  　　　　　　　▲ 2,355億円  ○東日本大震災分  　震災復興特別交付税分  　　　　　　 　　4,049億円 | 地方交付税法等の一部を改正する法律 |  |